

農業委員会はこんな仕事をしています

農業委員会は、農地法に基づく許認可などの法令業務と、担い手への農地利用の集積をはじめとした農地利用の最適化に取り組んでいます。

京都市長から任命された農業委員と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員の皆様が、農地を守るために活躍されています。

農業委員会総会の開催

総会を開催し、農地の売買・貸借・転用に関する審議や、農業を取り巻く様々な課題の検討を行っています。



農地パトロール・利用状況調査等

地域の農地の見回りをして状況を把握したり、農地パトロールや、利用状況、所有者への利用意向調査等を通じて、遊休農地の発生防止や解消に取り組んでいます。



地域での話し合い・農地の利用調整等

地域の農地の貸借等の利用調整を推し進めたり、地域課題の解消にも注力しています。「地域計画」策定に向けての話し合いでは、各委員が重要な役割を担っています。



そのほか、委員の皆様には、新規参入の促進や農業者年金の加入推進等にも取り組んでいただいています。



令和7年度からの農業委員を募集します (募集の概要は裏面をご参照ください)

農地のことは
農業委員会へ!

本庁窓口／所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 京都市役所本庁舎地下1階
TEL：075(222)4050 FAX：075(212)9084

京北窓口／所在地：京都市右京区京北周山町上寺田 1-1 京北合同庁舎 1 階
TEL：075(852)1817 FAX：075(852)1827

ホームページアドレス：[https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html)



この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ!



令和7年度

農業委員の募集

募集内容

- ・募集人数 21名
- ・任用期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
- ・身 分 京都市の特別職の非常勤職員
- ・報 酬 月額55,000円以内

主な職務内容

- ・農地の権利移動や転用に係る許認可業務
- ・担い手への農地の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進等のための活動
- ・農地の調査、指導及び監視

資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
(欠格事項については、別途募集要項をご覧ください。)

募集期間

令和6年11月6日(水)～令和6年12月3日(火) **必着**

推薦・応募の方法

推薦申込書、又は応募申込書に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により、京都市農林企画課まで提出してください。

募集要項・申込書の入手方法

- ・農林企画課・農業委員会事務局(本庁・京北)・各農(林)業振興センター
※京都市のホームページからもダウンロード可

問合せ先

農林企画課



075-222-3351



(注) 農地利用最適化推進委員については、後日募集します。